

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月17日

【四半期会計期間】 第15期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 二子石 謙輔

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 執行役員企画部長 山本 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 執行役員企画部長 山本 健一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げておりません。

（1）最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成25年度	平成26年度
		(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	52,259	56,757	60,003	105,587	114,036
連結経常利益	百万円	19,304	19,708	18,938	35,786	37,038
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	11,680	12,409	12,745	-	-
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	-	-	-	21,236	23,220
連結中間包括利益	百万円	13,325	11,764	13,041	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	23,738	25,597
連結純資産額	百万円	147,282	160,523	177,964	153,408	169,890
連結総資産額	百万円	781,664	793,171	899,714	790,377	856,415
1株当たり純資産額	円	123.35	134.38	148.94	128.49	142.24
1株当たり中間純利益金額	円	9.80	10.41	10.70	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	17.83	19.49
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	9.79	10.40	10.68	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	17.80	19.46
自己資本比率	%	18.79	20.17	19.71	19.36	19.78
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	63,400	24,257	55,062	91,940	99,931
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	37,558	22,232	23,161	50,668	4,994
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,164	4,736	5,059	8,333	9,204
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	493,710	502,247	674,077	504,987	600,859
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	474 〔117〕	555 〔92〕	598 〔79〕	543 〔89〕	576 〔79〕

- （注）1．当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2．中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
4．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を当中間連結会計期間から適用し、「連結中間（当期）純利益」を「親会社株主に帰属する中間（当期）純利益」としております。
5．従業員数は、役員、執行役員、連結会社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、連結会社外からの出向者を含めた就業人員であります。

6. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
決算年月		平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成26年 3月	平成27年 3月
経常収益	百万円	49,975	52,699	55,320	99,832	105,648
経常利益	百万円	19,735	20,271	19,812	37,142	38,258
中間純利益	百万円	12,121	12,961	13,225	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	22,325	24,457
資本金	百万円	30,509	30,514	30,514	30,509	30,514
発行済株式総数	千株	1,190,949	1,191,001	1,191,001	1,190,949	1,191,001
純資産額	百万円	145,184	159,323	175,095	151,142	166,814
総資産額	百万円	776,969	789,374	894,175	785,380	850,369
預金残高	百万円	400,094	453,140	533,293	437,588	501,525
貸出金残高	百万円	4,058	7,658	14,275	5,257	10,406
有価証券残高	百万円	110,530	120,793	55,085	110,394	84,002
1株当たり中間純利益金額	円	10.17	10.88	11.10	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	18.74	20.53
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	10.16	10.86	11.08	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	18.71	20.49
1株当たり配当額	円	3.50	3.75	4.00	7.50	8.00
自己資本比率	%	18.63	20.12	19.52	19.19	19.56
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	435 〔101〕	432 〔57〕	447 〔32〕	458 〔87〕	445 〔43〕

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権) を (中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 従業員数は、役員、執行役員、当社から社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。
4. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。また、第14期有価証券報告書（平成27年6月18日提出）に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社連結子会社のFinancial Consulting & Trading International, Inc.（以下、「FCTI」という）は、7-Eleven, Inc.との間で、米国内のセブン イレブン店舗を対象とするATM設置契約の締結を行うことを平成27年7月6日の取締役会にて決定し、同日契約を締結いたしました。概要は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「重要な後発事象」に記載しております。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

経営成績に関する分析

（当期間の経営成績）

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の景気は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響がみられるものの、穏やかな回復を続けております。個人消費も天候不順の影響などを受けて一部にもたつきがみられておりますが、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、底堅く推移しております。

こうした環境の下、当第2四半期連結累計期間の当社連結業績は、経常収益60,003百万円、経常利益18,938百万円、親会社株主に帰属する中間純利益12,745百万円となりました。

なお、セブン銀行単体では、経常収益55,320百万円、経常利益19,812百万円、中間純利益13,225百万円となりました。順調なATM設置台数増加の影響で、総利用件数は伸長いたしました。経常費用の増加により、前年同期比で増収減益となりました。

	前第2四半期連結累計期間 （百万円）	当第2四半期連結累計期間 （百万円）	増減率（％）
経常収益	56,757	60,003	5.7
経常利益	19,708	18,938	3.9
親会社株主に帰属する 中間純利益	12,409	12,745	2.7

・セブン銀行ATMサービス

当第2四半期連結累計期間も、セブン&アイHLDGS.のグループ各社（以下、「グループ」という）内外でATM設置台数を拡大いたしました。加えて、ご利用いただける提携金融機関を増やすことにより、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

当第2四半期連結累計期間は、新たに信用金庫1庫、その他金融機関等2社と提携いたしました。この結果、平成27年9月末現在の提携金融機関等は、銀行122行、信用金庫263庫^{（注）1}、信用組合130組合、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社11社、生命保険会社8社、その他金融機関等47社^{（注）2}の計597社^{（注）3}となりました。

ATM設置については、グループ内ではセブン イレブンの新規出店に合わせて展開し、順調に台数を伸ばしました。一方、グループ外では海外発行カードが利用できるATMとして特に外国人旅行者が訪れる場所でのニーズが高まっており、当第2四半期連結累計期間には沖縄県内のモノレールである「ゆいレール」の5駅にATMを設置いたしました。全国の駅構内への設置は170拠点・194台となりました。

関西地区へのATM設置にも注力をしており、平成27年7月には大阪梅田へ全国3拠点目となる直営ATMコーナーを開設いたしました。その他、お客さまのご利用ニーズの高い商業施設等への展開を推進いたしました。

また、ATMサービスをより充実させるために導入を進めている第3世代ATMは全ATMの約9割に達し、平成28年度中の全台入替を予定しております。（平成27年9月末現在の第3世代ATM台数は19,871台）

以上の取り組みの結果、平成27年9月末現在のATM設置台数は21,779台（同年3月末比3.4%増）になりました。また、当第2四半期連結累計期間のATM1日1台あたり平均利用件数は100.7件（前第2四半期連結累計期間比1.7%減）、総利用件数は393百万件（同5.5%増）と推移いたしました。

- （注）1．平成27年9月末の信用金庫は、前事業年度末（262庫）から新規提携により1庫増加し、263庫となりました。
- 2．平成27年9月末のその他金融機関等は、前事業年度末（45社）から新規提携により2社増加し、47社となりました。
- 3．JAバンク及びJFマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

・セブン銀行金融サービス

平成27年9月末現在、個人のお客さまの預金口座数は1,489千口座（同年3月末比6.0%増）、預金残高は3,841億円（同3.5%増）となりました。個人向けローンサービスの残高は140億円（同34.8%増）となりました。

海外送金サービスは外国籍のお客さまを中心に契約口座数・送金件数ともに順調に増加し、当第2四半期連結累計期間の送金件数は383千件（前第2四半期連結累計期間比30.7%増）となりました。

また、当社連結子会社の株式会社バンク・ビジネスファクトリーは、当社からの事務受託に加え、他金融機関からの事務受託事業を推進しております。

・海外子会社について

FCTIの平成27年6月末現在の運営ATM台数は6,348台となりました。また、FCTIの連結対象期間（平成27年1～6月）の業績は、経常収益38.9百万米ドル、経常利益 0.8百万米ドル、中間純利益 0.6百万米ドルとなりました。

また、インドネシアにおいて現地企業と合併で設立した当社連結子会社のATM運営事業会社PT.ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、平成27年8月よりATM設置を進めております。

財政状態に関する分析

総資産は、899,714百万円となりました。このうちATM運営のために必要な現金預け金が674,077百万円と過半を占めております。この他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保等として必要な有価証券が39,263百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるATM仮払金が85,890百万円となっております。

負債は、721,750百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高（譲渡性預金を除く）は533,196百万円となっております。なお、個人向け普通預金残高は197,275百万円、定期預金残高は186,884百万円となっております。

純資産は、177,964百万円となりました。このうち利益剰余金は110,195百万円となっております。

	前連結会計年度 (百万円)(A)	当第2四半期連結会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
総資産	856,415	899,714	43,299
負債	686,525	721,750	35,224
純資産	169,890	177,964	8,074

国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比422百万円増加し383百万円、役務取引等収支は同1,483百万円増加し48,119百万円、その他業務収支は同17百万円増加し96百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	39	0	-	38
	当第2四半期連結累計期間	382	1	0	383
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	605	0	-	605
	当第2四半期連結累計期間	1,028	2	1	1,029
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	644	-	-	644
	当第2四半期連結累計期間	645	1	1	646
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	45,020	1,615	-	46,636
	当第2四半期連結累計期間	46,421	1,698	-	48,119
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	51,979	3,996	-	55,975
	当第2四半期連結累計期間	54,146	4,598	-	58,744
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	6,959	2,380	-	9,339
	当第2四半期連結累計期間	7,724	2,899	-	10,624
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	78	-	-	78
	当第2四半期連結累計期間	96	-	-	96
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	78	-	-	78
	当第2四半期連結累計期間	96	-	-	96
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	-	-	-	-

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)であります。
2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下、「海外連結子会社」という。)であります。
3. 特定取引収支はありません。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、A T M関連業務56,002百万円及び為替業務969百万円等により合計で前第2四半期連結累計期間比2,769百万円増加し58,744百万円となりました。役務取引等費用は、A T M関連業務9,545百万円及び為替業務553百万円等により合計で同1,285百万円増加し10,624百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	51,979	3,996	-	55,975
	当第2四半期連結累計期間	54,146	4,598	-	58,744
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	41	-	-	41
	当第2四半期連結累計期間	50	-	-	50
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	782	-	-	782
	当第2四半期連結累計期間	969	-	-	969
うちA T M関連業務	前第2四半期連結累計期間	49,543	3,996	-	53,539
	当第2四半期連結累計期間	51,403	4,598	-	56,002
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	6,959	2,380	-	9,339
	当第2四半期連結累計期間	7,724	2,899	-	10,624
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	440	-	-	440
	当第2四半期連結累計期間	553	-	-	553
うちA T M関連業務	前第2四半期連結累計期間	6,276	2,288	-	8,564
	当第2四半期連結累計期間	6,728	2,816	-	9,545

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	453,064	-	-	453,064
	当第2四半期連結会計期間	533,196	-	-	533,196
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	236,205	-	-	236,205
	当第2四半期連結会計期間	272,687	-	-	272,687
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	215,389	-	-	215,389
	当第2四半期連結会計期間	260,346	-	-	260,346
うちその他	前第2四半期連結会計期間	1,469	-	-	1,469
	当第2四半期連結会計期間	162	-	-	162
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	1,110	-	-	1,110
	当第2四半期連結会計期間	990	-	-	990
総合計	前第2四半期連結会計期間	454,174	-	-	454,174
	当第2四半期連結会計期間	534,186	-	-	534,186

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 流動性預金 = 普通預金

4. 定期性預金 = 定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	7,658	100.00	14,030	100.00
個人	7,658	100.00	14,030	100.00
法人	-	-	-	-
合計	7,658	-	14,030	-

（注）「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、海外の貸出金期末残高はありません。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前第2四半期連結累計期間末より171,830百万円増加し、674,077百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前中間純利益18,853百万円、預金の増加額31,783百万円、減価償却費9,266百万円等の増加要因が、法人税等の支払額7,029百万円、貸出金の増加額3,623百万円等の減少要因を上回ったことにより55,062百万円の収入となりました。

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の償還による収入45,500百万円等の増加要因が、有価証券の取得による支出13,104百万円等の減少要因を上回ったことにより23,161百万円の収入となりました。

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払により5,059百万円の支出となりました。

	前第2四半期連結累計期間 （百万円）（A）	当第2四半期連結累計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
営業活動による キャッシュ・フロー	24,257	55,062	30,805
投資活動による キャッシュ・フロー	22,232	23,161	45,393
財務活動による キャッシュ・フロー	4,736	5,059	323
現金及び現金同等物の 中間期末残高	502,247	674,077	171,830

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題ははありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

（5）従業員数

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数に著しい増減はありません。

（6）主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。また、前連結会計年度末において計画中であった主要な設備計画に著しい変更はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	平成27年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	50.51
2. 連結における自己資本の額	157,986
3. リスク・アセットの額	312,734
4. 連結総所要自己資本額	12,509

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	平成27年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	54.31
2. 単体における自己資本の額	167,256
3. リスク・アセットの額	307,933
4. 単体総所要自己資本額	12,317

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成26年9月30日	平成27年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	18	41
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
正常債権	88,253	100,155

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,763,632,000
計	4,763,632,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,191,001,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,191,001,000	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(イ)平成27年7月3日開催の取締役会決議

決議年月日	平成27年7月3日
新株予約権の数(個)	138(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	138,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年8月11日から 平成57年8月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり537,000円 資本組入額 1,000株当たり268,500円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1,000株とします。

2.当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとします。

3.(1)新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

(2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。

(3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。

4.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1)交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(口) 平成27年7月3日開催の取締役会決議

決議年月日	平成27年7月3日
新株予約権の数(個)	39(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年8月11日から 平成57年8月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり537,000円 資本組入額 1,000株当たり268,500円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1,000株とします。

2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合は取締役役員の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年9月30日	-	1,191,001	-	30,514	-	30,514

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社セブン イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	453,639	38.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	57,044	4.78
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	46,961	3.94
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	45,000	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	34,433	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	22,365	1.87
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	GLOBAL CUSTODY, 32ND FLOOR ONE WALL STREET, NEW YORK NY 10286, U.S.A.	19,890	1.67
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	15,000	1.25
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1	15,000	1.25
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	14,056	1.18
計	-	723,391	60.73

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,893千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,263千株

2. フィデリティ投信株式会社から、平成27年6月22日付で関東財務局に提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成27年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成27年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合 (%)
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA	73,153	6.14

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 100	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,190,974,700	11,909,747	同上
単元未満株式	26,200	-	-
発行済株式総数	1,191,001,000	-	-
総株主の議決権	-	11,909,747	-

(注) 「単元未満株式」の欄の株式数には、当社所有の自己株式28株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セブン銀行	東京都千代田区丸の内一 丁目6番1号	100	-	100	0.0
計	-	100	-	100	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1．当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
現金預け金	600,859	674,077
コールローン	13,000	8,000
有価証券	5 71,853	5 39,263
貸出金	1, 2, 3, 4, 6 10,406	1, 2, 3, 4, 6 14,030
A T M仮払金	81,617	85,890
その他資産	5 10,411	5 10,345
有形固定資産	7 31,673	7 32,209
無形固定資産	35,625	34,927
退職給付に係る資産	60	88
繰延税金資産	951	915
貸倒引当金	46	32
資産の部合計	856,415	899,714
負債の部		
預金	501,413	533,196
譲渡性預金	760	990
借入金	16,000	20,016
社債	110,000	110,000
A T M仮受金	37,857	39,528
その他負債	17,890	15,831
賞与引当金	449	431
退職給付に係る負債	0	0
繰延税金負債	2,154	1,755
負債の部合計	686,525	721,750
純資産の部		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	30,514	30,514
利益剰余金	102,511	110,195
自己株式	0	0
株主資本合計	163,539	171,223
その他有価証券評価差額金	360	382
為替換算調整勘定	5,500	5,766
退職給付に係る調整累計額	13	26
その他の包括利益累計額合計	5,874	6,174
新株予約権	449	545
非支配株主持分	26	21
純資産の部合計	169,890	177,964
負債及び純資産の部合計	856,415	899,714

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
経常収益	56,757	60,003
資金運用収益	605	1,029
(うち貸出金利息)	500	924
(うち有価証券利息配当金)	80	39
役務取引等収益	55,975	58,744
(うちATM受入手数料)	53,539	56,002
その他業務収益	78	96
その他経常収益	97	133
経常費用	37,048	41,065
資金調達費用	644	646
(うち預金利息)	268	299
役務取引等費用	9,339	10,624
(うちATM設置支払手数料)	7,972	8,845
(うちATM支払手数料)	592	699
営業経費	1 27,052	1 29,753
その他経常費用	11	41
経常利益	19,708	18,938
特別損失	129	84
固定資産処分損	129	84
税金等調整前中間純利益	19,579	18,853
法人税、住民税及び事業税	7,234	6,514
法人税等調整額	64	402
法人税等合計	7,170	6,111
中間純利益	12,409	12,741
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失()	0	3
親会社株主に帰属する中間純利益	12,409	12,745

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
中間純利益	12,409	12,741
その他の包括利益	645	299
その他有価証券評価差額金	104	21
為替換算調整勘定	564	264
退職給付に係る調整額	24	12
中間包括利益	11,764	13,041
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	11,765	13,045
非支配株主に係る中間包括利益	1	4

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】
前中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,509	30,509	88,520	0	149,539
当中間期変動額					
新株の発行	4	4			9
剰余金の配当			4,763		4,763
親会社株主に帰属する中間純利益			12,409		12,409
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	4	4	7,645	-	7,655
当中間期末残高	30,514	30,514	96,166	0	157,194

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3	3,613	119	3,497	371	-	153,408
当中間期変動額							
新株の発行							9
剰余金の配当							4,763
親会社株主に帰属する中間純利益							12,409
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	104	563	24	644	78	25	540
当中間期変動額合計	104	563	24	644	78	25	7,115
当中間期末残高	101	3,050	94	2,853	449	25	160,523

当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,514	30,514	102,511	0	163,539
当中間期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当			5,061		5,061
親会社株主に帰属する中間純利益			12,745		12,745
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	7,683	-	7,683
当中間期末残高	30,514	30,514	110,195	0	171,223

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	360	5,500	13	5,874	449	26	169,890
当中間期変動額							
新株の発行							-
剰余金の配当							5,061
親会社株主に帰属する中間純利益							12,745
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	21	266	12	300	95	4	391
当中間期変動額合計	21	266	12	300	95	4	8,074
当中間期末残高	382	5,766	26	6,174	545	21	177,964

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	19,579	18,853
減価償却費	7,718	9,266
のれん償却額	452	531
貸倒引当金の増減()	2	14
退職給付に係る資産又は負債の増減額	11	8
資金運用収益	605	1,029
資金調達費用	644	646
有価証券関係損益()	-	2
為替差損益(は益)	14	-
固定資産処分損益(は益)	129	84
貸出金の純増()減	2,401	3,623
預金の純増減()	15,476	31,783
譲渡性預金の純増減()	350	230
借入金の純増減()	3,000	4,016
コールローン等の純増()減	2,000	5,000
コールマネー等の純増減()	8,400	-
普通社債発行及び償還による増減()	20,000	-
A T M未決済資金の純増()減	7,698	2,600
資金運用による収入	627	1,040
資金調達による支出	689	573
その他	162	1,523
小計	32,544	62,076
法人税等の支払額	8,287	7,029
法人税等の還付額	-	15
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,257	55,062
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	22,000	13,104
有価証券の売却による収入	-	334
有価証券の償還による収入	11,500	45,500
有形固定資産の取得による支出	8,584	5,952
無形固定資産の取得による支出	3,207	3,616
その他	60	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,232	23,161
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配株主からの払込みによる収入	26	-
ストックオプションの行使による収入	0	-
配当金の支払額	4,763	5,059
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,736	5,059
現金及び現金同等物に係る換算差額	27	54
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,740	73,218
現金及び現金同等物の期首残高	504,987	600,859
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 502,247	1 674,077

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

連結子会社名 Financial Consulting & Trading International, Inc.
PT.ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL
株式会社バンク・ビジネスファクトリー

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社

9月末日 1社

(2) 中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～18年

A T M：5年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、当該子会社の中間決算日等の為替相場により換算しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

(9) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(10) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当中間連結会計期間において、中間連結財務諸表に与える影響額はありません。

また、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
破綻先債権額	1百万円	0百万円
延滞債権額	34百万円	40百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありせん。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額はありせん。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
合計額	35百万円	41百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券	67,510百万円	36,006百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
保証金	873百万円	893百万円

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
融資未実行残高	5,024百万円	5,696百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	5,024百万円	5,696百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
減価償却累計額	36,983百万円	38,149百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給与・手当	2,798百万円	2,930百万円
退職給付費用	136百万円	108百万円
減価償却費	7,718百万円	9,266百万円
業務委託費	8,525百万円	8,923百万円

(表示方法の変更)

「給与・手当」は、当中間連結会計期間において金額的重要性が高いことから、主要な費目として表示しております。

なお、前中間連結会計期間に主要な費目として表示していた「賞与引当金繰入額」については、当中間連結会計期間より「給与・手当」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の注記の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の「賞与引当金繰入額」596百万円は、「給与・手当」として組替えて表示しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,190,949	52	-	1,191,001	(注)
合計	1,190,949	52	-	1,191,001	
自己株式					
普通株式	0	-	-	0	
合計	0	-	-	0	

(注) 普通株式の増加52千株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権				449			
合計					449			

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月23日 取締役会	普通株式	4,763	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月2日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	4,466	その他利益 剰余金	3.75	平成26年9月30日	平成26年12月1日

当中間連結会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,191,001	-	-	1,191,001	
合計	1,191,001	-	-	1,191,001	
自己株式					
普通株式	0	-	-	0	
合計	0	-	-	0	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権					545		
合計						545		

（注）自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

（1）当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年 5月22日 取締役会	普通株式	5,061	4.25	平成27年 3月31日	平成27年 6月 1日

（2）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年11月 6日 取締役会	普通株式	4,764	その他利益 剰余金	4.00	平成27年 9月30日	平成27年12月 1日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金預け金勘定	502,247 百万円	674,077 百万円
現金及び現金同等物	502,247 百万円	674,077 百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	561	577
1年超	1,305	1,093
合計	1,867	1,671

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*）	600,858	600,858	-
(2) コールローン（*）	12,960	12,960	-
(3) 有価証券 その他有価証券	70,730	70,730	-
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	10,406 0	10,406	-
(5) A T M仮払金（*）	81,616	81,616	-
資産計	776,572	776,572	-
(1) 預金	501,413	501,845	432
(2) 譲渡性預金	760	759	0
(3) 借入金	16,000	16,262	262
(4) 社債	110,000	111,248	1,248
(5) A T M仮受金	37,857	37,857	-
負債計	666,030	667,972	1,941
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*1）	674,075	674,075	-
(2) コールローン（*1）	7,974	7,974	-
(3) 有価証券 其他有価証券	38,013	38,013	-
(4) 貸出金 貸倒引当金（*1）	14,030 0		
	14,029	14,029	-
(5) ATM仮払金（*1）	85,888	85,888	-
資産計	819,982	819,982	-
(1) 預金	533,196	533,615	419
(2) 譲渡性預金	990	990	-
(3) 借入金	20,016	20,249	233
(4) 社債	110,000	111,470	1,470
(5) ATM仮受金	39,528	39,528	-
負債計	703,731	705,854	2,122
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	1	1	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、ATM仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）その他資産に計上しているデリバティブ取引によって生じた正味の債権を表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

（2）コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（4）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) ATM仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定してしております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(5) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 （平成27年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成27年9月30日）
非上場株式（*1）	144	144
組合出資金（*2）	979	1,105
合 計	1,123	1,249

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	720	338	382
	債券	59,010	59,000	10
	国債	30,508	30,500	7
	社債	28,502	28,499	2
	小計	59,731	59,338	393
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	10,998	11,000	2
	社債	10,998	11,000	2
	小計	10,998	11,000	2
合計		70,730	70,339	391

当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	707	151	555
	債券	31,307	31,300	7
	国債	-	-	-
	社債	31,307	31,300	7
	小計	32,014	31,452	562
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	5,999	6,000	0
	社債	5,999	6,000	0
	小計	5,999	6,000	0
合計		38,013	37,452	561

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	532
その他有価証券	532
()繰延税金負債	172
その他有価証券評価差額金	360

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる組合出資金の評価差額141百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	564
その他有価証券	564
()繰延税金負債	181
その他有価証券評価差額金	382

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる組合出資金の評価差額2百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計期間（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	直物為替先渡取引(NDF) 売建 インドネシアルピア	243	-	1	1
	合計			1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	10,000	10,000	(注)
合 計					

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	10,000	10,000	(注)
合 計					

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業経費	87百万円	95百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	第7回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式 193,000株	普通株式 44,000株
付与日	平成26年8月4日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成26年8月5日から平成56年8月4日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価(注)2	新株予約権1個当たり 370,000円	同左

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1,000株であります。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	第8回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第8回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式 138,000株	普通株式 39,000株
付与日	平成27年8月10日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成27年8月11日から平成57年8月10日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価(注)2	新株予約権1個当たり 537,000円	同左

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1,000株であります。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
期首残高	334百万円	346百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7百万円	3百万円
時の経過による調整額	5百万円	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	- 百万円	7百万円
期末残高	346百万円	345百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. サービスごとの情報

当社グループは、ATM関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,352	銀行業

(注) 一般企業の売上高に変えて、経常収益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. サービスごとの情報

当社グループは、ATM関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	142円24銭	148円94銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	169,890	177,964
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	476	566
(うち新株予約権)	百万円	449	545
(うち非支配株主持分)	百万円	26	21
普通株式にかかる中間期末(期末)の純資産額	百万円	169,413	177,397
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	1,191,000	1,191,000

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	10.41	10.70
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	12,409	12,745
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	12,409	12,745
普通株式の期中平均株式数	千株	1,190,975	1,191,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	10.40	10.68
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	2,092	2,280
うち新株予約権	千株	2,092	2,280
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っております。

これによる1株当たり情報へ与える影響はありません。

(重要な後発事象)

重要な契約の締結について

当社連結子会社のFinancial Consulting & Trading International, Inc. (以下、「FCTI」という)は、7-Eleven, Inc.との間で、米国内のセブン イレブン店舗を対象とするATM設置契約の締結を行うことを平成27年7月6日の取締役会にて決定し、同日契約を締結いたしました。

(1) 契約の目的

FCTIによる米国ATM事業について、本契約締結によって実現が見込まれる規模の拡大とコスト競争力・収益力の向上を通じ、今後、一層の成長を加速させることができると見込まれるため。

(2) 契約の相手会社の名称

7-Eleven, Inc.

(3) 締結の時期

平成27年7月6日

なお、FCTIの中間決算日が平成27年6月30日であるため、当該事項を重要な後発事象として記載しております。

(4) 契約の内容

本契約締結により、FCTIは、平成29年7月以降、7-Eleven, Inc.の運営する米国内のセブン イレブン店舗において原則として排他的にATMを設置運営することができるようになります。

(5) 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

本契約締結に伴う当連結会計年度以降の営業活動等へ及ぼす影響につきましては、合理的に見積もることは困難であります。中長期的に当社連結業績の向上に資するものと見込んでおります。

(6) その他重要な事項

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
現金預け金	599,620	668,725
コールローン	13,000	8,000
有価証券	1, 6 84,002	1, 6 55,085
貸出金	2, 3, 4, 5, 7 10,406	2, 3, 4, 5, 7 14,275
未収収益	8,514	8,356
A T M仮払金	81,617	85,890
その他資産	1,556	1,619
その他の資産	6 1,556	6 1,619
有形固定資産	30,506	31,150
無形固定資産	20,191	20,138
前払年金費用	41	50
繰延税金資産	958	927
貸倒引当金	46	42
資産の部合計	850,369	894,175
負債の部		
預金	501,525	533,293
譲渡性預金	760	990
借入金	16,000	20,000
社債	110,000	110,000
A T M仮受金	37,857	39,528
その他負債	17,041	14,890
未払法人税等	7,196	6,811
資産除去債務	346	345
その他の負債	9,498	7,733
賞与引当金	370	377
負債の部合計	683,554	719,080
純資産の部		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	30,514	30,514
資本準備金	30,514	30,514
利益剰余金	104,976	113,139
利益準備金	0	0
その他利益剰余金	104,976	113,139
繰越利益剰余金	104,976	113,139
自己株式	0	0
株主資本合計	166,004	174,167
その他有価証券評価差額金	360	382
評価・換算差額等合計	360	382
新株予約権	449	545
純資産の部合計	166,814	175,095
負債及び純資産の部合計	850,369	894,175

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
経常収益	52,699	55,320
資金運用収益	605	1,028
(うち貸出金利息)	500	925
(うち有価証券利息配当金)	80	39
役務取引等収益	51,979	54,139
(うちATM受入手数料)	49,543	51,403
その他業務収益	78	96
その他経常収益	36	56
経常費用	32,427	35,508
資金調達費用	644	645
(うち預金利息)	268	299
役務取引等費用	6,959	7,724
(うちATM設置支払手数料)	5,959	6,319
(うちATM支払手数料)	316	409
営業経費	1 24,814	1 27,096
その他経常費用	9	41
経常利益	20,271	19,812
特別損失	110	57
固定資産処分損	110	57
税引前中間純利益	20,161	19,754
法人税、住民税及び事業税	7,226	6,508
法人税等調整額	26	20
法人税等合計	7,199	6,529
中間純利益	12,961	13,225

(3)【中間株主資本等変動計算書】
前中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	30,509	30,509	30,509	0	89,749	89,749	0	150,767
当中間期変動額								
新株の発行	4	4	4					9
剰余金の配当					4,763	4,763		4,763
中間純利益					12,961	12,961		12,961
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	4	4	4	-	8,197	8,197	-	8,207
当中間期末残高	30,514	30,514	30,514	0	97,946	97,946	0	158,974

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3	3	371	151,142
当中間期変動額				
新株の発行				9
剰余金の配当				4,763
中間純利益				12,961
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	104	104	78	26
当中間期変動額合計	104	104	78	8,180
当中間期末残高	101	101	449	159,323

当中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	30,514	30,514	30,514	0	104,976	104,976	0	166,004	
当中間期変動額									
新株の発行								-	
剰余金の配当					5,061	5,061		5,061	
中間純利益					13,225	13,225		13,225	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	8,163	8,163	-	8,163	
当中間期末残高	30,514	30,514	30,514	0	113,139	113,139	0	174,167	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	360	360	449	166,814
当中間期変動額				
新株の発行				-
剰余金の配当				5,061
中間純利益				13,225
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	21	21	95	116
当中間期変動額合計	21	21	95	8,280
当中間期末残高	382	382	545	175,095

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～18年

A T M：5年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当中間会計期間末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を、当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
株式	12,148百万円	15,821百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
破綻先債権額	1百万円	0百万円
延滞債権額	34百万円	40百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
合計額	35百万円	41百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券	67,510百万円	36,006百万円

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
保証金	811百万円	832百万円

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
融資未実行残高	5,024百万円	5,696百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	5,024百万円	5,696百万円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
有形固定資産	4,027百万円	5,019百万円
無形固定資産	3,123百万円	3,603百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
子会社株式	12,148	15,821
関連会社株式	-	-
合計	12,148	15,821

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成27年11月6日開催の取締役会において、第15期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金額	4,764百万円
1株当たりの中間配当金	4円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月17日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月17日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。